

表 BOI布告（Sor.1/2564）による恩典内容

事業（番号はBOIによる業種分類）	条件	恩典 区分
7.28.5 高齢者向け病院	1.医療従事者の採用に関する適切な計画を有すること 2.委員会が承認した道具および機器を利用してサービスを提供すること 3.50床以上の患者収容能力があること 4.サービス開始前に、医療施設運営ライセンス（精神病院等の専門病院類）、もしくは高齢者向け病院運営ライセンスを取得していること 5.関連機関からの承認を取得し、専門職遂行基準にかかる規則や保健省によるその他基準など、関連法規に基づいて営業すること	A3 5年
7.28.6 高齢者および要介護者向けサービスセンター	1.健康事業施設法に基づいた高齢者もしくは要介護者ケアを提供する事業であること 2.サービス用のベッドを50床以上有すること 3.宿泊型の施設で高齢者もしくは要介護者向けのケア、サポートサービスを提供し、健康促進、回復のための活動を設けること 4.登録資本金の51%以上がタイ資本であること 5.法人税免税恩典の利用開始前に健康事業施設運営ライセンスを取得すること 6.法人税免税の対象となる収入は、活動、食事の提供などといった宿泊および高齢者向けサービスからの収入に限る	A4 3年
7.38 臨床研究(Clinical Research) 7.38.1 委託研究機関 (Contract Research Organization: CRO)	1.臨床研究における支援および委託サービスを以下通り提供すること 1.1 臨床研究の管理 1.2 臨床研究の監督 (例) － 試料および試料保管室の管理 － 臨床研究のための製品の管理 － 臨床研究に使用される資料または情報の保管のための管理 － 臨床研究から発生した廃棄物の管理 － 臨床研究ため診療録の管理 － 臨床研究に参加するボランティアの管理 － 臨床研究に使用するための施設（診察室、検査室）の提供、もしくは手配 2.プロジェクトで雇用する臨床研究に関わる人材に関する詳細を提出すること。臨床研究実行に関わる役職（例：Clinical Research Associateなど）においては、タイ人を起用すること。加えて法人税免除恩典を利用する前に、ICH(International Conference on Harmonizatoin)が定めるGCP(Good Clinical Practice)、またはICH-GCP、もしくは同等の基準に基づいた研修を受けていること 3.臨床研究実行に関わる役職（例：Clinical Research Associateなど）の給与にかかる支出が1年あたり150万バーツ以上であり、当該人材は新規で雇用していること。あるいは投資金額（土地代および運転資金を除く）が100万バーツ以上であること。タイ人従業員の給与に係る支出および/または投資金額については、奨励申請したプロジェクトのみが対象となり、委員会が定めた基準に基づいて算出される。 4.委員会が承認した研究/公衆衛生サービス機関もしくは国内の教育機関と協力すること 5.法人税免税の対象となる収入は、委員会が承認した臨床研究管理サービスから得た収入であること	A1 8年
7.38.2 臨床研究センター (Clinical Research Center: CRC)	1.以下事業のうち少なくともいずれか1つを行うこと － 前臨床研究 (Preclinical Research) － 臨床研究 (Clinical Research) 2.臨床研究に際し、以下フェーズのうち少なくともいずれか1つを実施すること ・ フェーズ1 (Safety and Dosage) : ボランティアグループに対する安全性調査 ・ フェーズ2 (Efficacy and Side Effects) : 有効性と合併症の調査 ・ フェーズ3 (Efficacy and Monitoring of Adverse Reaction) : 有効性と有害作用の調査 ・ フェーズ4 (Post-marketing Surveillance) : 長期間にわたる結果観察と調査 3.関連する詳細（例：研究者、研究センターの設備、ボランティアの扱い、保護に関する情報など）を提出すること 4.臨床研究に役立つ施設および設備（検査室、薬品保管室、臨床研究で使用する医療器具など）を所持している、もしくは手配すること 5.委員会の承認した範囲で、既存の医療機器、医療器具を奨励を受けたプロジェクトで使用することを許可する 6.研究の実行に際してはGCP (Good Clinical Practice) もしくはそれ同等の基準に従うこと 7.臨床研究に関わるタイ人人材の給与にかかる支出が1年あたり150万バーツ以上であり、該当人材は新規で雇用していること。あるいは投資金額（土地代及び運転資金を除く）が100万バーツ以上であること。タイ人従業員の給与に係る支出および/または投資金額については、奨励申請したプロジェクトのみが対象となり、委員会が定めた基準に基づいて算出される 8.臨床研究実施に関わるタイ人人材を雇用しており、法人税免除恩典を利用する前に、ICH(International Conference on Harmonizatoin)が定めるGCP(Good Clinical Practice)、またはICH-GCP、もしくは同等の基準に基づいた研修を受けていること 9.委員会が承認した研究/公衆衛生サービス機関もしくは国内の教育機関と協力すること。 10.法人税免税の対象となる収入は、委員会が承認した臨床研究事業から得た収入であること。加えて、法人税免除恩典を利用する前に、倫理委員会 (Ethics Committee: EC) もしくは動物管理使用委員会(Institutional Animal Care and Use Committee: IACUC) から承認を得ること	A1 8年

(出所) BOIを基にジェトロ作成